

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 10 | 母子保健に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大泉町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県大泉町長

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-------------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 母子保健に関する事務 |
| ②事務の概要 | 母子保健法等の規定に基づき、母子健康手帳交付、妊産婦・新生児訪問、妊産婦・乳幼児健診、保健指導、相談業務、養育医療の給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠届出 ②妊産婦・乳幼児健診の受診状況の管理 ③保健指導、訪問指導 ④養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務等 ⑤母子健康包括支援センターに関する事務等 (マイナポータルのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) |
| ③システムの名称 | 健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 妊娠届出ファイル 乳幼児健診ファイル 養育医療給付ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の49の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第40条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 69の2、70の項 【別表第二における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項 2. 平成26年内閣府令・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第38条の3、第39条 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第38条の3、第44条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 健康づくり課 |
| ②所属長の役職名 | 健康づくり課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 健康づくり課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-62-2121 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康づくり課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-62-2121 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年7月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年7月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|--|--|------|-----------|
| 平成28年11月1日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 母子保健法等の規定に基づき、母子健康手帳交付、妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診、保健指導、相談業務、養育医療の給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠届出 ②妊婦・乳幼児健診の受診状況の管理 ③保健指導等 | 母子保健法等の規定に基づき、母子健康手帳交付、妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診、保健指導、相談業務、養育医療の給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠届出 ②妊婦・乳幼児健診の受診状況の管理 ③保健指導 ④養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務等 | 事前 | |
| 平成28年11月1日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 妊娠届出ファイル 乳幼児健診ファイル | 妊娠届出ファイル 乳幼児健診ファイル 養育医療給付ファイル | 事前 | |
| 平成29年5月18日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康づくり課長 石井 有 | 健康づくり課長 岩瀬 良子 | 事後 | |
| 平成29年5月18日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年5月18日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年11月13日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 母子保健法等の規定に基づき、母子健康手帳交付、妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診、保健指導、相談業務、養育医療の給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠届出 ②妊婦・乳幼児健診の受診状況の管理 ③保健指導等 ④養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務等 | 母子保健法等の規定に基づき、母子健康手帳交付、妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診、保健指導、相談業務、養育医療の給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠届出 ②妊婦・乳幼児健診の受診状況の管理 ③保健指導 ④養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務等 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) | 事前 | |
| 平成29年11月13日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー | 健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 平成30年5月18日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 | 健康推進部 健康づくり課 健康づくり課長 岩瀬 良子 | 健康福祉部 健康づくり課 健康づくり課長 長谷川 則雄 | 事後 | |
| 平成30年5月18日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 電話0276-55-2632 | 電話0276-62-2121 | 事後 | |
| 平成30年5月18日 | I 関連情報 8. 特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 電話0276-55-2632 | 電話0276-62-2121 | 事後 | |
| 平成30年5月18日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年5月18日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 健康づくり課長 長谷川 則雄 | 健康づくり課長 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IVリスク対策 | | 追記 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和2年9月24日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 母子保健法等の規定に基づき、母子健康手帳交付、妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診、保健指導、相談業務、養育医療の給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠届出 ②妊産婦・乳幼児健診の受診状況の管理 ③保健指導 ④養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務等 (マイナポータルのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) | 母子保健法等の規定に基づき、母子健康手帳交付、妊産婦・新生児訪問、妊産婦・乳幼児健診、保健指導、相談業務、養育医療の給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①妊娠届出 ②妊産婦・乳幼児健診の受診状況の管理 ③保健指導、訪問指導 ④養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務、費用の徴収に関する事務等 ⑤母子健康包括支援センターに関する事務等 (マイナポータルのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) | 事後 | |
| 令和2年9月24日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 70の項 【別表第二における情報提供の根拠】 26、56の2、87の項 2. 平成26年内閣府令・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第39条 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 | 1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 69の2、70の項 【別表第二における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項 2. 平成26年内閣府令・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第38条の3、第39条 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第38条の3、第44条 | 事後 | |
| 令和2年9月24日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年9月24日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年3月8日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 69の2、70の項 【別表第二における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項 2. 平成26年内閣府令・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第38条の3、第39条 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第38条の3、第44条 | 1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 69の2、70の項 【別表第二における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項 2. 平成26年内閣府令・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第38条の3、第39条 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第38条の3、第44条 | 事後 | |
| 令和4年3月8日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和4年3月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年3月8日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和4年3月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年3月1日時点 | 令和5年7月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年3月1日時点 | 令和5年7月1日時点 | 事後 | |